

**沖縄県消防広域化及び連携・協力調査検討委託業務
企画提案公募要領**

1 委託業務名

沖縄県消防広域化及び連携・協力調査検討委託業務

2 業務内容

沖縄県内の消防力や災害対応状況等の調査、広域化及び連携・協力による具体的な効果を示す数値等シミュレーション等を実施するとともに、県が立ち上げる協議会に対し、その調査結果を用いて技術的な支援・助言を行い、「沖縄県消防広域化及び連携協力の推進計画（仮称）」の策定に寄与する。

3 事業期間

契約締結の日から令和2年2月21日まで

4 提案額

提案上限額は8,864千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

5 提案内容の要件

別添「沖縄県消防広域化及び連携・協力調査検討委託業務 仕様書」のとおり

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（注）：地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者並びに「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者を参加させることができない。

なお、暴力団員ではないことの要件確認のため、沖縄県警察本部へ照会することもある。

- (2) 業務内容及び進捗状況等に関する打ち合わせに、随時対応できる体制を有する者であること。
- (3) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 応募は共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)及び(3)の要件を満たす者であること。
- ウ 共同企業体のいずれかにより、上記応募資格(2)、(4)の要件を満たすこと。
- エ 共同企業体の構成員が、単体企業として重複応募する者でないこと。
- オ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業体との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。

7 応募方法等（スケジュール）

- (1) 本要領等の沖縄県防災危機管理課ホームページへの掲載期間
令和元年6月19日(水)から令和元年7月3日(水)
- (2) 応募に係る質問
企画提案仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書【様式4】を記入し、電子メール（件名は「(質問書) 沖縄県消防広域化及び連携・協力調査検討委託業務」）により提出すること。
ア 受付期限 令和元年6月25日(火)13時（厳守）
イ 提出場所 沖縄県知事公室防災危機管理課 消防班
電子メールアドレス aa070700@pref.okinawa.lg.jp
- (3) 質問に対する回答は、沖縄県防災危機管理課ホームページへ随時掲載する。
最終回答日時 令和元年6月27日(木) 13時以降
- (4) 企画提案書等の提出
企画提案書等の提出は、次により持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。
なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。
ア 提出期限 令和元年7月3日(水) 17時（厳守）
イ 提出場所 沖縄県知事公室防災危機管理課 消防班
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁5階
電話番号 098-866-2143 F A X 番号 098-866-3204

8 提出書類及び必要部数等

次の(1)から(5)に掲げる書類、その他資料を一連にして10部（原本1部、コピー9部）作成し、フラットファイルに綴って提出すること。（様式1は原本1部のみに代表者印を押印し、原本以外についてはコピーを綴ること。）

なお、1提案者（共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体）からの提案は1つに限るものとする。

- (1) 企画提案申請書【様式1】（共同企業体の場合、協定書の写しを添付すること。）
- (2) 企画提案書（※作成にあたっては、別添「提案書記載要領」を参照すること。）
- (3) 見積書【様式2】

見積の費目については、以下の内容で提出すること。

- ア 直接人件費
- イ 直接経費（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、使用料及び賃借料、委託料（外注費）等）
- ウ 一般管理費（委託業務を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難な間接経費であり、（ア 直接人件費＋イ 直接経費－再委託費（請負契約除く。））×10%以内とする。）
- エ 消費税（旅費、使用料等の単価に既に消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。）

（注1）各見積費目の単価と内訳を記載すること。

（注2）再委託について、仕様書に記載の再委託の制限等に十分留意すること。

（注3）この事業を実施するにあたっての一切の費用を見積もること。

(4) 会社概要【様式3】

(5) 履歴事項全部証明書

(共同企業体の場合は、構成する全てのものについて提出すること。法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類とする。)

9 企画提案書の審査

(1) 選定基準

事業者の選定は、県が設置する選定委員会において、企画提案書の内容、経費等についてプレゼンテーション審査を行った上で、最も優れた提案者を選定する。

選定概要は、次のとおり。

ア 見積書の金額により「価格点」を与える。

イ 提案書等の内容について、仕様書に示す業務をどのように想定しているか、どのように着実に実施されることが見込まれるか等を評価し、「技術点」を与える。

ウ 価格点と技術点の合計点数(以下「評価点」)が高いものから順位づけを行い、ポイントを付与する。なお、価格点と技術点の割合は1:5とする。

エ 選定委員によるポイントを合計し、最も高いものを第一位選定者として選出する

(2) また、選定委員会における留意事項は、以下のとおりとする。

ア 会場への入場者は3名以内とする。

イ 既に提出された企画提案書等について説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

10 今後のスケジュール(予定)

(1) 公募開始 6月19日(水)

(2) 質問締切 6月25日(火) 13時(厳守)

(3) 最終質問回答 6月27日(木) 13時以降

(4) 提案書等提出締切 7月3日(水) 17時(厳守)

(5) 事業者選定委員会(プレゼンテーション) 7月11日(木)(※)

(6) 結果通知(採択決定通知) 7月中旬予定

(7) 委託契約 7月下旬予定

※ 事業者選定委員会の開催時間については、決定次第、提案者へ通知します。

11 その他留意事項

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合

イ 1提案者から2以上の企画提案が提出された場合

ウ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

エ 本公募要領に違反すると認められる場合

オ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

- (2) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 企画提案書等の作成に要する経費、採択審査委員会に参加する経費等については、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 委託業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じないこととする。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (7) 提案者は、提案した事項を実施することが前提となるが、委託予定業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない個別事項については、県と委託予定業者間で協議のうえ是正し実施するものとする。よって、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。

（※）契約保証金について（抜粋）

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 5 及び地方自治法施行令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 5 階

沖縄県知事公室防災危機管理課 消防班（担当：翁長）

電話番号 098-866-2143 F A X 番号 098-866-3204